

## 豊田市地域医療介護総合確保補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 豊田市地域医療介護総合確保補助金（以下「補助金」という）は、愛知県介護施設等整備事業費補助金を活用した介護施設等の整備及び開設準備等に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は豊田市内において将来必要となる介護施設、地域介護拠点等の整備、既存の介護施設の改修等の支援、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備及び介護施設等の整備促進を図るための施設等用地の確保を支援することを目的とする。

### (交付対象)

第3条 本補助金は愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第3条に定める事業を交付の対象とする。ただし、県要綱第5条に定める事業を除く。

### (補助額)

第4条 補助額は、県要綱第6条に定められた方法により算定した額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に定める掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、県要綱に基づき、愛知県知事より内示される金額以内且つ予算の範囲内において交付を決定し、補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」）に通知する。

### (交付の条件)

第7条 補助金の交付に当たっては、県要綱第8条（3）エに定める条件を付すものとする。

### (交付決定の除外要件)

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付申請をした者が次のいずれかに該当

する場合は、補助金の交付の決定をしない。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

#### （計画変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業等計画変更承認申請書（規則様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

#### （変更決定通知）

第10条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、補助金等変更決定通知書（規則様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第10条に定める補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

#### （交付の方法）

第12条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、規則第11条に定める

補助金等確定通知書により補助事業者に通知した後に、補助事業者の請求により支払うものとする。

(帳簿等の備付け)

第13条 補助事業者は当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容の証する書類を整備保管し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。